

産業廃棄物保管基準

(特別管理)産業廃棄物の適正処理を行うために一定期間の保管が必要である場合は、生活環境保全上支障のないように保管する必要があるため、廃棄物処理法により保管基準が定められています。

(1) 産業廃棄物の保管基準

産業廃棄物の保管基準は次のとおりです。

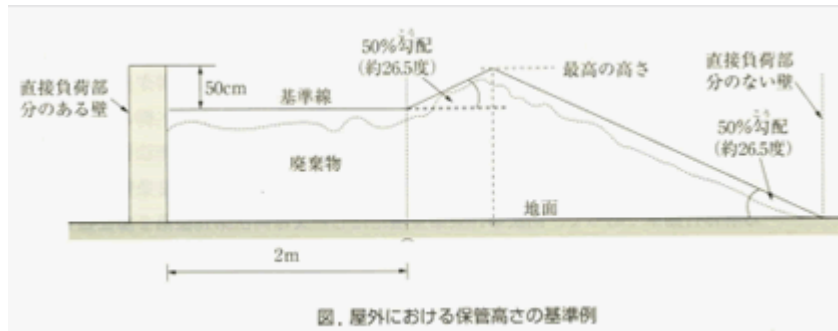
1. 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
2. 産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすいところに設けられていること。
 - a. 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - b. 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）
 - c. 保管場所の管理者の氏名または名称および連絡先
 - d. 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積み上げ高さ
 - e. 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上

産業廃棄物 積替保管施設	
名称、代表者 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇×工業 代表取締役 日本一郎 〇〇区△△町1-2-3 日本次郎 TEL 03 (123) XXXX
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、※※、※※
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m³

図、積替保管施設における掲示板の作成例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

3. 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないような措置を講ずること。
4. 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域および地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
5. 保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、はえその他の害虫が発生したりしないようにすること。

6. 産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、次のようにすること。
- 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。
 - 廃棄物が囲いに接する場合(直接、壁に負荷がかかる場合)は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。(勾配50%とは、底辺:高さ = 2:1の傾きで約26.5度)



7. 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
- 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
8. 水銀使用製品産業廃棄物にあつては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の保管基準では、項目(1)産業廃棄物の保管基準のうち、1～6の基準が特別管理産業廃棄物の場合も同様に適用されるほか、以下の措置を講ずることが定められています。

1. 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - a. 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
 - b. 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
 - c. 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(令第6条の5第1項第3号イ(6)に掲げるもの(以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。)であって、かつ、令第6条の5第1項第3号ルの規定により硫化及び固型化したものに限る。)と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
 - d. 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(令第6条の5第1項第3号イ(6)に掲げるものを除く。以下「基準適合廃水銀等処理物」という。)と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
2. 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の種類	保管に際して必要な措置
廃油、PCB汚染物又はPCB処理物	・容器に入れ密封すること等、廃油又はPCBの揮発の防止のために必要な措置 ・高温にさらされないために必要な措置
廃酸又は廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
PCB汚染物であって環境大臣が定めるもの	人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと
PCB汚染物又はPCB処理物	腐食の防止のために必要な措置
廃水銀等	・容器に入れて密封すること等、飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置 ・高温にさらされないために必要な措置 ・腐食の防止のために必要な措置
廃石綿等	梱包すること等、飛散の防止のために必要な措置
腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物	容器に入れ密封すること等、腐敗の防止のために必要な措置

(3) 収集・運搬における産業廃棄物の積替保管の基準

収集運搬における産業廃棄物の保管は、以下の1～3の基準にすべて適合して産業廃棄物の積替えを行う場合を除き、行ってはなりません。

1. あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
2. 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと。
3. 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

なお、保管基準の具体的な内容については、項目(1)産業廃棄物の保管基準、項目(2)特別管理産業廃棄物の保管基準に準じますが、掲示板には産業廃棄物の積替え保管の場所である旨を表示し、積替えのための保管上限も追加して表示する必要があります。

収集運搬における積替保管数量の上限は次のとおりです。

$$\text{保管上限} = 1 \text{日当たりの平均搬出量} \times 7$$

ただし、船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき、あるいは使用済自動車等を保管する場合を除きます。

(4) 中間処理における産業廃棄物の保管基準

中間処理における保管基準には以下のものがあります。

1. 保管期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならない。

なお、保管基準の具体的な内容については、項目(1)産業廃棄物の保管基準、項目(2)特別管理産業廃棄物の保管基準に準じますが、掲示板には産業廃棄物の保管の場所である旨を表示し、処分等のための保管上限も追加して表示する必要があります。

処分又は再生における保管数量の上限は次のとおりです。

$$\text{保管上限(基本数量)} = 1 \text{日の処理能力} \times 14$$